

火薬類を運搬する場合の届出及び運搬証明の手続要領について（通達）

昭和48 年 4 月 9 日

陸幕輸第23 号

改正 平成10 年 3 月20 日陸幕輸第16 号 平成15 年 3 月25 日陸幕輸第19 号
平成19 年 3 月28 日陸幕法第61 号 平成21 年 2 月 3 日陸幕法第10 号
平成30 年 3 月14 日陸幕法第104 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
補給統制本部長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規98）

火薬類を運搬する場合の届出及び運搬証明の手続要領について（通達）
標記について、別添のとおり依頼があったので、今後、下記により実施されたい。

記

- 1 自衛隊が鉄道により火薬類を運搬する場合自衛隊が荷主として、鉄道に運搬を委託する形態となるので、荷送人たる発送部隊等の長（調達納入業者等から鉄道引渡し（オンレール）で受領した火薬類を運搬する場合にあっては受領者）は、発駅から着駅に至るまでの間について、火薬類取締法（昭和25年法律第149 号）第19 条に基づき都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して、火薬類運搬の届出を行い、運搬証明書の交付を受ける。この場合、自衛隊車両を使用して自衛隊自らが運搬を実施する部分については、自衛隊法第106 条の規定に基づき、届出は要しない。
- 2 運送業者に自動車及び鉄道による火薬類の運搬を委託する場合、自衛隊と運送契約を結んだ最初の運送業者が、契約内容に基づき、公安委員会に対して届出を行い、運搬証明書の交付を受ける。

この場合、荷送人たる発送部隊等の長は、委託を受けた運送業者が自衛隊の代理人であることの証明証（輸送役務発注書の写等）を発行するものとする。

添付書類：警察庁丙安発第1 号（48. 2. 5）

警察庁丙安発第 1 号
昭和48 年 2 月 5 日

防衛庁装備局長 殿

警察庁保安部長

火薬類の運搬届出について（依頼）

自衛隊が鉄道（日本国有鉄道の経営する航路を含む。）により火薬類を運搬する場合には、火薬類取締法第19 条第 1 項に基づき、自衛隊は荷送人として都道府県公安委員会に対する運搬届出を必要とするので、周知方依頼する。